

2022年度助成分

■研究課題名

11世紀、12世紀の教会法における規範性と権威

研究代表者：

源河達史（東京大学大学院法学政治学研究科・教授）

派遣先：

スイス連邦・チューリッヒ・チューリッヒ大学法学部

実施期間：2022年8月7日～2022年8月13日

【研究の概要】

本研究は、チューリッヒ大学にて開催された Rechtshistorikertag（2022年8月8日～同12日）における基調報告であり、11世紀、12世紀の教会法を対象として、「法が妥当する（Geltung）とはどういうことか」（学会テーマ）を考察するものである。

11世紀、12世紀の教会法においては、規範テキストの伝承をコントロールする機関がなく、どの規範テキストがどのような形で（全文か抜粋か）伝承されるかは、伝承媒体、とりわけカノン・コレクションの作成者に委ねられていた。その結果、伝承される規範テキストがカノン・コレクションごとに異なる、同じ規範テキストが伝承される場合にもカノン・コレクションごとに形態が異なるということが起こりえた。他方、規範テキストを継受する者もまた、特定のカノン・コレクションに縛られることはなく、既存のカノン・コレクションに手を加えることも、新たなカノン・コレクションを作成することも可能であった。すなわち、伝承の多様性と継受の柔軟性が11世紀、12世紀の教会法の特徴であった。裏を返せば、何が法として妥当するのかを特定することができない、ということである。

しかし、このような状況においても、教会法そのものの権威は普遍的に承認されていた。本報告は、教会法の権威の承認とその表現である「教会法の真の制定者としての聖霊」という観念に着目し、まず、この観念が11世紀の初期教会改革者ペトルス・ダミアニにおいて新しい教会概念と結びつき、グレゴリウス改革の法概念となる過程を辿った。次いで、ペトルス・ダミアニ以後、「教会法の真の制定者としての聖霊」という観念からいくつかの重要な帰結が導かれたことを論じた。とりわけ重要な帰結は、聖霊が制定者である以上、規範テキスト相互の矛盾など存在しえない、という前提と、そこから発展した法解釈理論、法適用理論である。最後に、グラティアヌス教令集を転機として教皇裁治権の理論が発展し、「教会法の真の制定者としての聖霊」という観念は後景へと退くものの、失われることはなく、教会法の権威の神学的基礎であり続けたことを指摘した。その上で、この教会法の権威の普遍的承認もまた「法が妥当する」一つの形であると考えられることは可能か、と問いかけ、結びとした。

本報告は、論文としての体裁を整えた上で、サヴィニー雑誌に発表する。

■研究課題名

組織とインセンティブに関する経済分析

研究代表者：

大洞公平 (関西学院大学・准教授)

派遣先：

アメリカ合衆国・サンディエゴ・Department of Economics, University of California, San Diego

実施期間：2021年10月1日～2022年3月31日

【研究の概要】

本研究では、カリフォルニア大学サンディエゴ校に滞在し、組織とインセンティブに関して、経済学の理論的研究を遂行した。以下、主に取り組んだ具体的なテーマとして、(1) 問題公表のタイミングに関する行動経済学的分析、(2) コントロールがインセンティブに与える影響に関する契約理論的分析、を以下で説明する。

(1) では、組織内である主体が、たまたまある問題を発見した時に、それを公表するか、するならばいつ公表するかという問題を分析した。重要な点は、公表することの便益に不確実性があることである。また、組織内の他の主体は発見していないのか、発見しているが公表していないのかという点も重要である。このような状況で主体の動学的な意思決定を考えた場合、問題を発見した時に公表しないのであれば、その後も公表することがないという結果が通常得られる。しかし、問題発見以降も再考を繰り返し、後になって公表するといった現象も現実には散見される。こうした主体の「考え直し (second thoughts)」を含めた意思決定を説明するため、情報投影バイアス (information projection bias) を考慮したモデルを考えた。具体的には、自分の持っている情報を他人も同じように持っているだろうと考える (投影する) 主体を想定し、その下で、考え直しによる行動が起こることを示した。通常のモデルでは、問題発見後はベイズ改訂のみに依存して情報改訂が行われるため、公表するための閾値が単調に増加する。一方、情報投影バイアスを考慮した場合、ベイズ改訂に加えバイアスの影響を受けて閾値が減少する可能性があり、考え直しが起こるのである。モデルの拡張することにより、この結果は、組織の不正行為がなぜ事後的に公表されるのかといった問題に一つの説明を提供しうると考える。さらに、問題発見から速やかにその公表に至るためにどういった方策をとるべきかを考える際に示唆を与えうると期待できる。

(2) では、動学的プリンシパル-エージェント・モデルにおいて、プリンシパルがエージェントの行動をコントロールする機会がある場合、エージェントがそれに対する反発 (reactance) としてプリンシパルにとって望ましくない行動をとり、それが将来の自分の報酬を引き上げる可能性を示した。さらに、その可能性を加味して、プリンシパルがコントロールする機会を放棄する可能性があることも示した。

上記の研究の学術誌への投稿を目指すとともに、今回の機会を今後の研究活動に生かしたいと考えている。

2020年度助成分

■研究課題名

地方政府の統合が人口移動に与える影響の理論・実証分析

研究代表者：

宮崎 毅 (九州大学大学院経済学研究院・教授)

派遣先：

イギリス・コベントリー・University of Warwick

実施期間：2022年1月9日～2022年3月31日

【研究の概要】

本研究の目的は、地方政府の統合が地域の人口に及ぼす影響を調べることである。地方政府の統合が地域の人口に及ぼす影響はほとんど研究されていないことから、本研究では統合後の地域人口に関するデータを用いて人口への影響を分析した。また、統合後の人口移動に関する理論分析もこれまで行われていないことから、地方財政の理論モデルを用いて実証的に検証する仮説を導いた。

理論研究では、地方政府の統合・分離の研究で用いられているモデルで、統合後の効用によって人口移動が生ずるケースを考える。現実を反映させるため、地域は所得、人口規模、公共財への選好が異なるほか、統合しない地域の存在や移動コストも考慮した。分析の結果、未合併市町村と比べて、合併市町村の人口が平均的に増加するほど、1人当たり所得が増加するほど、合併市町村の人口が増加することがわかった。選好が人口移動に及ぼす影響は不明であること、小規模市町村への移動コストが大きいほど合併後の中心地への移動が多く、周辺地域への移動が小さいことも分かった。

実証分析では、1995、2000、10、15年の国勢調査を用いて、合併前と合併後の人口変動を比較した。主に2002年～2006年に合併が行われたため、2005年のデータは分析に用いない。国勢調査では2015年時点での旧市町村人口も分かることから、合併後の中心市町村と周辺部市町村および未合併市町村で人口変動がどのように異なるのかについても分析した。因果関係の識別に関して、合併市町村と未合併市町村では合併前の人口変動が異なると考えられるため、単純な合併前後の比較やDifference-in-differences (DID) 推計では推計にバイアスが生ずる。そこで、2000年代前半に実施された小規模自治体への地方交付税の削減を操作変数として推計を行い、推計の頑健性を確保するためにPropensity score matching DID推計も行った。推計の結果、合併後の周辺地域では有意に人口が減少している一方、合併後の中心地域では有意に増加していること、未合併市町村の人口は合併の影響を受けていないことがわかった。また、人口増減の要因を調べると、人口に関する課税ベース効果や規模の経済が大きい地域ほど人口が増加し、選好の違い、所得水準の影響は観察されなかった。このように、合併市町村内で合併後に人口移動に格差があること、またその要因を明らかにしている点が本研究の貢献と言えるだろう。